

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

たな卸資産の評価基準および評価方法

評 価 基 準	原 価	法	(収益性の低下による簿価切下げの方法)
評 価 方 法	商 品 貯 藏	最 終 仕 入 原 価 法 最 終 仕 入 原 価 法	

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 定率法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、平成28年4月1日以降に取得する建物附属設備並びに構築物については定額法によっております。

無 形 固 定 資 産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有する固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金

債権の貸倒に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金

従業員等に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により設定しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度においてこの変更による影響はありません。

(当期純損益金額に関する注記)

当期純利益 10,509千円